

## 【議題】介護保険施設等の整備計画について

### 1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

名古屋市から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の指定について、定員総数380名創設（公募）の事前相談票が提出された。

法 人 名	公募により整備予定者を選定する。
法 人 所 在 地	
整 備 予 定 地	名古屋市内
整 備 予 定 定 員	380名
開 所 予 定	令和5年4月（120名）、令和6年4月（130名） 令和7年4月（130名）

- 本計画は、令和3年度の整備枠110名を超える380名であるが、計画最終年度の整備枠380名の範囲内である。
- 介護保険施設等の指定等に関する取扱要領※第5第二号の規定に基づき、書面により開催した「名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議圏域研究会」において、圏域内の全市町から前倒し整備の了解が得られている。

#### ※【参考】

##### 「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」（抜粋）

（意見聴取及び連絡調整の基準）

第5 第4第1項の規定により提出のあった事前相談票に係る意見聴取及び連絡調整の基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 法第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画（以下、「県計画」という。）におけるそれぞれの施設種別（介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設は区別する。）の老人福祉圏域（以下「圏域」という。）毎、年度毎の整備目標値（必要入所定員総数又は必要利用定員総数）から既存数を差し引いた数の範囲内であること。
- 二 前号の規定にかかわらず、施設等の円滑な整備の促進のため、圏域内の原則全市町村が前倒し整備を必要と認める場合には、県計画の当該計画期間の期間内であり、かつ圏域毎に最終年度の整備目標値から既存数を差し引いた範囲内であること。

## 2 特定施設入居者生活介護

名古屋市から混合型特定施設入居者生活介護の指定について、定員総数400名（転換・創設）の指定について、事前相談票が提出された。

法 人 名	公募により整備予定者を選定する。
法 人 所 在 地	
整 備 予 定 地	名古屋市内
整 備 予 定 定 員	400名（整備枠：280名）
開 所 予 定	令和5年3月（260名 整備枠：182名） 令和6年3月（140名 整備枠： 98名）
そ の 他 ( 参 考 )	400名のうち、定員260名分（整備枠：182名）は既存の住宅型有料老人ホーム等からの転換を、定員140名分（整備枠：98名）は新規事業者を公募する予定

- 本計画は、令和3年度の整備枠0名を超える整備枠280名であるが、計画最終年度の整備枠280名の範囲内である。
- 介護保険施設等の指定等に関する取扱要領※第5第二号の規定に基づき、書面により開催した「名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議圏域研究会」において、圏域内の全市町から前倒し整備の了解が得られている。